

全会一致で決定した案件

議案番号	議案名	結果
議案2	東浦町附属機関設置条例の一部改正について	可決
議案3	東浦町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について	
議案4	東浦町総合計画審議会条例等の一部改正について	
議案5	東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
議案6	令和2年度東浦町一般会計補正予算(第15号)	
議案7	令和2年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	
議案8	令和2年度東浦町土地取得特別会計補正予算(第2号)	
議案9	令和2年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
議案10	令和2年度東浦町下水道事業会計補正予算(第3号)	
議案12	令和3年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	
議案13	令和3年度東浦町土地取得特別会計予算	
議案14	令和3年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	
議案15	令和3年度東浦町下水道事業会計予算	
議案16	令和3年度東浦町下水道事業会計予算	
議案17	工事請負契約の締結について (保健センター空調設備及び屋根等改修工事)	
議案19	町道路線の認定について	
議案20	町道路線の廃止について	
議案21	令和2年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	
発議1	議案第11号令和3年度東浦町一般会計予算に対する附帯決議について	
発委1	東浦町議会議員の政治倫理に関する一部改正について	
発委2	東浦町議会会議規則の一部改正について	

PickUp 1

PickUp 2

PickUp 3

東浦町の
3月定例会
3月9日～24日
こんなことが決まりました

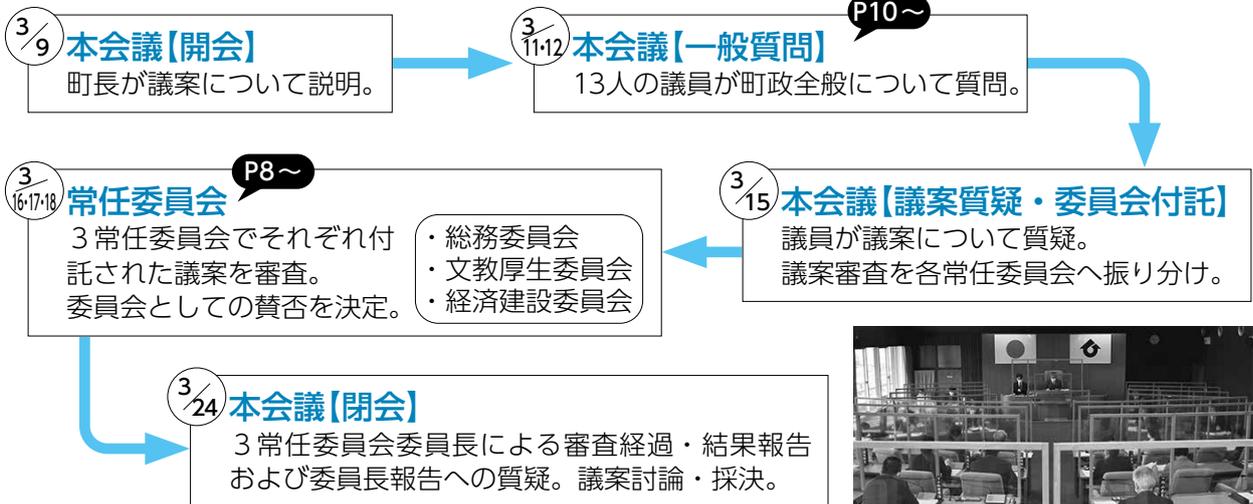
2/22 令和3年 第1回臨時会
損害賠償の額の決定及び和解について等報告2件、補正予算の専決処分等承認2件、補正予算の議案1件を審議し、可決。

賛否が分かれた案件

議案番号	議案名	結果	親和会		清流会		公明党東浦	市民	無所属	ひがし	無所属	日本共産	無所属					
			山下	向山	鏡味	間瀬	前田	三浦	水野	間瀬	米村	秋葉	山田	田崎	長屋	小松	杉下	大川
議案11	令和3年度東浦町一般会計予算	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
議案18	定住自立圏の形成に関する協定の締結について		議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○

※「議」は議長(採決に加わらない)、○は賛成、●は反対

3月定例会の概要



PickUp 1 学校運営協議会委員の報酬を
学校評議員と同額の月額1万円に

保護者や地域の人等が委員となる学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校の実現を目指すコミュニティ・スクール事業を始めるに当たり、委員報酬を定めるもの。

Q 学校評議員と学校運営協議会委員の職務の違いは。また、報酬を月額1万円とした理由は。

A 学校評議員は、学校教育法施行規則第49条の規定により委嘱される委員で、校長の求めに応じて意見を述べるのが職務。学校運営協議会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の規定により任命される委員で、校長の求めに応じて意見を述べ、校長の作成する学校運営の基本方針を承認する等、合議体として学校運営そのものに意見を述べるることができる。

報酬額の決定は、学校



Q 評議員のほか社会教育委員や図書館協議会委員等の報酬額と均衡を図るため、同額の1万円とした。

Q 緒川新田地区でコミュニティ・スクール事業を展開するのとこのだが、他地区への普及計画は。

A 令和3年度は西部中学校区をモデル校として実施し、4年度から全校へ展開する。

PickUp 2 補正予算で福祉医療費支給事業
補助金の超過交付額返還金を計上

県福祉医療費支給事業補助金交付額の基となる月次報告書類の事務処理誤りにより、過去4年間分の補助金の超過交付額を県へ返還するもの。

Q 民生費における後期高齢者福祉医療助成事業費、障害者医療助成事業費、母子家庭等医療助成事業費での高額な超過交付額返還金の内容と経緯は。

A 超過交付額返還金は、後期高齢者福祉医療費助成事業費で33万8千円、障害者医療助成事業費で73万円、母子家庭等医療助成事業費で19万2千円。合計126万円を返還する。

経緯は、平成27年度から30年度に県から交付を受けた補助金に係る事務処理に誤りがあることを指摘され、判明した。返還金はこの4年間分である。平成22年当時につ



Q たマニュアルに誤りがあつたが、見直しをしていなかったことが原因である。

Q マニュアルを10年以上も見直ししなかったとのことだが、マニュアルの位置付けは。

A マニュアルは、条例・規則を基に作成しており、担当者の異動時に次の担当者へ引き継ぐものである。

PickUp 3 令和3年度一般会計予算
対する附帯決議を可決

※要約してあります

令和3年度一般会計予算では、令和2年度一般会計予算に計上されていた敬老事業委託料1千万円が計上されていない。敬老事業は、町が各区等に委託し、区等が老人会等と多年にわたり社会に貢献してきた75歳以上の高齢者に対し敬意を表する事業として、長年実施されてきたものである。

この度、町は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を契機とし、敬老事業の廃止を決定した。

75歳以上の高齢者が増加する中、また、今後、公共施設の更新等に多大な費用を要する見込みがある中で、同規模を維持しての敬老事業実施が困難となる可能性に対しては、一定の理解をする。

しかし、代替事業が決定していない中で、早急な廃止方針であり、廃止方針に至る過程では、委託先である区等への理由の説明等はあつたものの、老人会を始めとする敬老事業の当事者に対する直接の廃止理由の説明等はなかつた。

高齢者からは、いきがいのひとつであつた場、地域交流の場が喪失してしまうことから、代替事業を望む声、町から当事者に対する丁寧な説明を求める声が高まっている。

敬老事業の代替事業について、高齢者が本町に住んで良かったと感じ、心温まる施策を令和3年度一般会計補正予算等での計上を要望し、敬老事業の廃止理由について当事者に対し、文書による丁寧な説明を要望することを附帯決議する。

令和3年度一般会計予算では、令和2年度一般会計予算に計上されていた敬老事業委託料1千万円が計上されていない。

